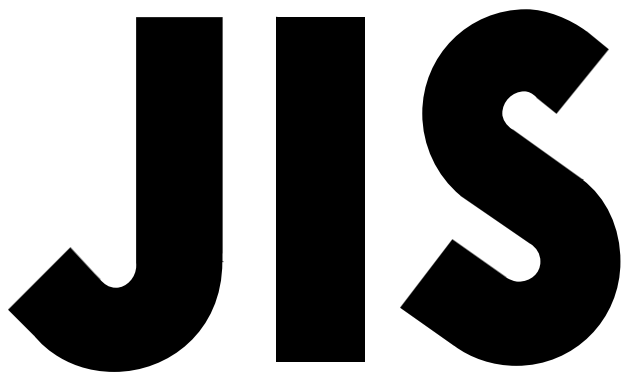




温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

JIS C 6691 : 2019

令和元年 10 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 月 勝 巳	電気事業連合会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.3.20 改正：令和元.10.21

官 報 掲 載 日：令和元.10.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	4
5 試験についての留意事項	5
6 分類	6
7 表示	7
8 添付説明書	8
9 構造要求事項	8
10 電気的要求事項	12
11 温度試験	15
12 耐さび性	17
13 製造業者による妥当性確認	17
附属書 A (規定) 使用ガイドライン	18
附属書 B (規定) 電気アイロンに用いる保持温度 T_h が 250 °C を超える温度ヒューズの 代替エージング試験	19
附属書 C (規定) 伝導熱エージング試験	20
附属書 D (参考) 長期保持温度評価	24
附属書 E (規定) シールエージング試験	25
附属書 F (規定) 識別要求事項	27
附属書 G (規定) 表示の耐久性試験方法	28
附属書 H (規定) 温度ヒューズパッケージ組立品の要求事項	29
附属書 JA (規定) 製造業者が動作温度の中心値を定格動作温度 T_r として指定する場合	32
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	33
解 説	36

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 6691:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針

Thermal-links—Requirements and application guide

序文

この規格は、2015 年に第 4 版として発行された IEC 60691 及び Amendment 1:2019 を基に、我が国における温度ヒューズの生産状況及び使用実態に適合させるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JB に示す。また、附属書 JA は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、通常屋内で用いる電気製品、電子機器及びその部品を異常状態での過度の温度から保護するために、これらの機器及びその部品に組み込まれる温度ヒューズについて規定する。また、その適用の指針を附属書 A に示す。

この規格は、定格電圧が 690 V (交流又は直流) 以下で、かつ、定格電流が 63 A 以下の温度ヒューズに適用する。

注記 1 上記の電子機器は、熱を発生するように設計されていない。

注記 2 過度な温度上昇に対する保護能力は、理論的には、通電電流の大きさと同様に、温度ヒューズの取付位置及び取付方法も影響する。

この規格は、屋内以外の条件の下で用いる温度ヒューズについても、それら温度ヒューズの周辺における気候などの環境条件が、この規格と同等のものであれば適用する。

この規格は、最も単純な (溶融片又は溶融線) 形態の温度ヒューズにも適用する。ただし、これは、動作中に放出された溶融物が、機器の安全に悪い影響を及ぼさないことが条件であって、特に手持形機器又は可搬形機器の場合には、その機器の向き及び動きにかかわらず、安全に影響がないことが条件である。

既にこの規格に適合している温度ヒューズが、金属製又は非金属製のケースにパッケージされ、かつ、端子及び／又は配線リードをもつ温度ヒューズパッケージ組立品は、附属書 H による。

なお、製造業者が動作温度の中心値を T_f として指定する場合については、附属書 JA による。

この規格の目的は、次のとおりである。

- a) 温度ヒューズの統一要求事項を確立する。
- b) 試験方法を明確に規定する。
- c) 機器に組み込む温度ヒューズの適用に関して有用な情報を提供する。

この規格は、腐食性、爆発性の環境などの極端な条件の下で用いる温度ヒューズには適用しない。

この規格は、45 Hz 未満又は 62 Hz を超える周波数の交流回路に用いることを目的とする温度ヒューズには適用しない。